



平成 27 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代 表 者 名 代表取締役社長 田 村 隆 盛
(コード番号：3814 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 専務取締役管理部長 堀 江 義 光
電 話 番 号 0 3 - 5 6 4 9 - 2 1 0 0
U R L <http://www.afs.co.jp/>

当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟提起に関するお知らせ

当社は、12月11日付けで、当社の元取締役である松崎常男氏（以下「松崎氏」といいます。）に対し、損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本訴訟を提起するに至った経緯及び理由

松崎氏は、平成12年4月に当社に入社、平成19年12月に取締役に就任し、当社のシステム営業を担当していました。

松崎氏は、平成26年10月18日に開催された当社の臨時取締役会において、当社の創業者であり当時の代表取締役であった田村隆盛（以下「田村氏」といいます。）を代表取締役から解職し、松崎氏を代表取締役に選定する旨の動議を他の取締役とともに可決し、さらに、田村氏の議決権割合を希釈化すべく、平成26年11月12日に開催された当社の取締役会において、第三者割当の方法による募集株式の発行に係る議案を他の取締役とともに可決しました。しかし、山口地裁宇部支部は平成26年12月4日、当該新株発行は資金の要急性や計画の具体性を欠き、松崎氏の支配権維持を主要目的とする「著しく不公正な方法」（会社法210条2号）によるものだとして、その発行を差し止める仮処分を命じました。その後、平成26年12月26日付けの当社定時株主総会において、松崎氏は、当社の喫緊の課題である利益率の改善に真摯に取り組まないなど取締役として不適任であることや、自らの支配権を維持する目的で新株発行を実行しようとした善管注意義務違反等の職務執行に際しての法令違反の疑いを理由に、当社の取締役を解任されました。

本訴訟は、松崎氏が当社の取締役在職中に、取締役会の承認を経ず当社に不利となる取引をしたことや接待交際費を流用したことなどにより、当社が少なくとも合計1623万7220円の損害を被ったことから、松崎氏に対し、その損害賠償を求めるものであります。

2. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

山口地方裁判所宇部支部 平成27年12月11日

3. 訴訟を提起した者（原告）

- (1) 名称 株式会社アルファクス・フード・システム（当社）
- (2) 本店所在地 山口県宇部市西本町2丁目14番30号
- (3) 訴訟における代表者 当社監査役 高田 一信

4. 訴訟を提起した相手（被告）

当社元取締役 松崎 常男

5.訴訟の内容

元取締役の善管注意義務違反ないし忠実義務違反を原因とする損害賠償請求
損害賠償の請求額 1623万7220円

6.今後の見通し

本訴訟の進捗に応じて、必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせします。

以 上